

令和6年第4回都城市議会定例会付議事件名表（議員提出議案）

番号	件 名	頁
3号	教職員の定数改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための、2025年度政府予算に係る国への意見書	1
4号	厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書	3

議員提出議案 第3号

教職員の定数改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図る
ための、2025年度政府予算に係る国への意見書

提出先	衆議院議長 内閣総理大臣 総務大臣	参議院議長 財務大臣 文部科学大臣
-----	-------------------------	-------------------------

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり
都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和6年9月24日提出

提出者	都城市議会議員	<u>羽田野 徳寿</u>
賛成者	〃	<u>榎木 智幸</u>
賛成者	〃	<u>別府 英樹</u>
賛成者	〃	<u>小玉 忠宏</u>
賛成者	〃	<u>森 りえ</u>

都城市議会議長 神脇 清照 様

教職員の定数改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図る
ための、２０２５年度政府予算に係る国への意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

２０２１年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に３５人に引き下げられ、計画どおりに進捗すれば、２０２５年度に完了となります。

今後は、小学校にとどまることなく、中学校での早期実施と、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

一方、自治体の財政力を起因とする教育格差が生じることは大きな問題です。

現在、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられております。国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが大切であり、子供たちの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、国に対し２０２５年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く要望します。

記

- 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担率を引き上げること。
- 3 中学校での３５人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引下げ等少人数学級について検討すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和６年９月２４日

都 城 市 議 会

議員提出議案 第4号

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

提出先	〔 衆 議 院 議 長 内 閣 総 理 大 臣 総 務 大 臣 厚 生 労 働 大 臣	参 議 院 議 長 内 閣 官 房 長 官 財 務 大 臣
-----	--	-------------------------------------

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり
都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和6年9月24日提出

提出者	都城市議会議員	<u>中村 千佐江</u>
提出者	〃	<u>岩元 弘樹</u>
提出者	〃	<u>綿屋 善明</u>
提出者	〃	<u>坂元 唱子</u>
提出者	〃	<u>成合 円美佳</u>
賛成者	〃	<u>筒井 紀夫</u>

都城市議会議長 神脇 清照 様

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっています。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増しています。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められています。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいます。

一方、今日では、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員の成り手も会社員等からの転身者が期待されています。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになり、多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられます。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月24日

都 城 市 議 会